

HIKARI 光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2012・11・10

日韓2大鉄鋼が対決 ▼東京地裁▼ 製造技術の盗用めぐり訴訟

新日鉄住金（旧新日本製鉄）が韓国の鉄鋼最大手ポスコなどを相手取り、「方向性電磁鋼板」と呼ばれる高性能鋼板の製造技術を不正取得したとして、986億円の損害賠償と同鋼板の製造販売差し止めを求めた訴訟が東京地裁で始まった。技術盗用の有無を巡り、日韓の2大鉄鋼メーカーが全面対決する構図となった。

訴えによると、新日鉄住金は、韓国の大手鉄鋼メーカーの「ポスコ」が、退職した新日鉄の元社員を通じて、特殊な鉄鋼製品の製造技術を不正に取得したと主張。そのうえで、新日鉄住金は「『営業秘密』を不正に持ち出されて巨額の損害を受けた」と主張し、この技術を使った鉄鋼製品の製造や販売の禁止と合わせて986億円の賠償を求めた。

技術の盗用は一般的に立証が難しいとされるが、新日鉄住金側は「訴えには絶対の自信がある」としている。ポスコ側は新日鉄住金の訴えをすべて退けるよう求め、全面的に争う方針を示した。

ネット購入普及が影響 ▼東京税関▼ 知財侵害品の差止件数が4割増

商標権や著作権を侵害しているとして、東京税関が今年上半年に輸入を差し止めた件数が前年同期より4割も増加している。インターネットショッピングの普及で、中国から大量の模倣品が流入していることが背景にある。

東京税関が今年1月～6月に偽ブランド品など知的財産侵害物品に当たるとして輸入を差し止めたのは5,796件と、前年同期比で4割増。うち約9割に当たる5,476件が中国からの輸入品だった。インターネットショッピングが普及したことで、消費者が海外の商品を入手しやすくなり、正規品だけでなく、偽ブランド品の輸入も増加している。

模倣品の横行で正規品の商標権などを持つ企業側が輸入差し止めを積極的に申し立てていることも増加の一因。新規の申し立ては今年上半年に約150件あり、税関は提供を受けた真偽品の識別データを活用している。

知財の所得課税の軽減 ▼経団連▼ 「パテントボックス」創設を要望

経団連は2013年度の税制改正要望のなかで、知的財産に関する所得課税を軽減する「パテントボックス」制度の新設を要求した。企業が研究開発で得た特許や技術など高い付加価値を持つ事業を国内にとどめ、国内産業の空洞化に歯止めをかけるのがねらい。

企業が得た所得のうち特許やノウハウに関する所得を切り離して法人税率を軽減する。現在の法人実効税率は38%だが、経団連は「パテントボックス」に入る所得課税は10%程度に軽減したいとしている。

パテントボックス制度は1973年のアイルランドを皮切りにフランス、オランダ、中国など9カ国が導入済み。日本には研究開発促進税制はあるが、成果を支援する税制措置がないため、せっかくの無形資産がパテントボックス導入国に流出してしまうと懸念されていた。

イギリスは特許から生じる所得について、他の所得とは分離し、通常の法人税率より低い税率で課税する制度を2013年4月から導入する予定。

■イギリスの「パテントボックス税制」の例■

事業所得全体	
通常の事業所得	特許権から生ずる所得
28%課税	税制優遇 10%課税
パテントボックス	

釣りゲームについて (著作権法)

解説

著作権侵害差止等請求控訴事件 (知財
高裁・平成24年(ネ)第10027号、判
決言渡 平成24年8月8日)

第1 事案の概要

第1審原告は、平成19年頃、釣りを題材とした携帯電話用インターネット・ゲームである原告作品「釣り★スタ」以下「原告作品」という。を制作し、平成19年5月24日から、携帯電話機向けGREEにおいて、その会員に対し、原告作品の公衆送信による配信を開始した。

第1審被告らは、被告作品を共同制作「釣りゲームタウン2」以下「被告作品」という。し、平成21年2月25日、携帯電話機向けモバイルタウンにおいて、その会員一般に対し、公衆送信による配信を開始した。

第1審原告は、被告らの行為は、原告の著作権を侵害するものであるとして、被告の行為の差止請求・損害賠償請求を行ったものである。

第1審判決は、著作権侵害及び著作人格権の侵害に基づく差止請求、損害賠償請求を認容したのに対し、被告が控訴したものである。

第2 主な争点

(1) 著作権 (翻案権、著作権法28条による公衆送信権) 及び著作者隣接権 (同一性保持権) の侵害の成否

①魚を引寄せする動作を行う画面の映像及びその変化の様態や、②ユーザーがゲームを行う際に必ず通る画面 (主要画面) の選択及び配列並びに各主要場面での素材の選択及び配列の点において類似する。

(2) その他 不正競争防止法関係 (周知商品等表示) 略

第3 判決

原判決を取り消す。請求棄却する。

・(1) 著作権及び同一性保持権について
著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に修正、増減、変更等を加えて、新たな思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

そして、思想、感情若しくはアイディア、事実若しくは事実若しくは事件などの表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分においては既存の著作物と同一性を有するに過ぎない著作物を創作する行為は、既存の著作物の翻案に当たらない (平成11年・最高裁判決)。また、既存の著作物の著作者の意に反して、表現上の本質的な特徴部分の同一性を保持しつつ、具体的表現の変更、切除その他の変更を加えて、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるものを創作することは、著作権法20条2項に該当する場合を除き、同一性保持権の侵害にあたる (昭和51年・最高裁判決)。

(2) 魚の引寄せ画面の比較

第1審原告は、被告作品における「魚の引寄せ画面」は、原告作品における「魚の引寄せ画面」の翻案にあたる旨主張する。

〔翻案権の成否〕

両作品の「魚の引寄せ画面」は、水面より上の様子が画面から捨象され、水中のほぼ等間隔で

ある三重の同心円と、黒色の魚影及び釣りの意図が描かれ、水中の画像の背景は、水の色を含め全体的に青色で、下方に岩陰が描かれている点、釣り針にかかった魚影は、水中全体を動き回るが、背景の画像は静止している点において、共通する。

しかしながら、そもそも、釣りゲームにおいて、まず、水中のみを描くことや、水中画像に魚影、釣り糸及び岩陰を描くこと、水中の画像の配色が全体的に青色であることは、他の釣りゲームにも存在するものである上、実際の水中の映像と比較しても、ありふれた表現と言わざるを得ない。

抽象的に言えば、原告作品の魚の引き寄せ画面と、被告作品の魚の引き寄せ画面は、水面より上の様子が画面から捨象され、水中のみが真横から水平方向に描かれている点、水中の画像には、画面のほぼ中央に、中心からほぼ等間隔である三重の同心円と、黒色の魚影及び釣り糸が描かれ、水中の画像の背景は、水の色を含め全体的に青色で、下方に岩陰が描かれている点、釣り針にかかった魚影は、水中全体を動き回るが、背景が静止している点において共通するというものの、上記共通するとは言うものの、上記共通する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分にすぎず、また、具体的な表現において異なるものである。

(3) 以上の通り、被告作品の魚の引き寄せ画面は、アイディアなど表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において原告作品の画面と同一性を有するに過ぎないものと言うほかなく、これに接する者が原告作品の魚の引き寄せ画面の表現上の本質的な特徴を直接感得することは出来ないから、翻案に当たらない。

このような原告作品の魚の引き寄せ画面の共通部分と相違部分の内容及び創作性の有無又は程度に鑑みると、被告作品の魚の引き寄せ画面に接する者が、その全体から受ける印象を異にし、原告作品の表現上の本質的な特徴を直接感得できると言うことはできない。従って、原告作品に係る同一性保持権を侵害するとは言えない。

(4) 第1審原告は、個々の要素がそれぞれバラバラでは表現上の創作性を有しない場合でも、複数の要素が全体として表現上の創作性を有することがあるから、一つのまとまりある著作物を個々の構成部分に分解して、パーツに分けて創作性の有無や、アイデアが表現かを判断することは妥当でないと主張する。

然しながら、著作物の創作的表現は、様々な創作的要素が集積して成り立っているものであるから、それぞれについて、表現と言えるか否か、また表現上の創作性を有するか否かを検討することは、有益であり、且つ必要なことであり、その上で、作品全体又は侵害が主張されている部分全体について、表現と言えるのか、また表現上の創作性を有するか否かを判断することは、正当な判断手法といえる。

第4 考察

本件は、第1審とは、逆な侵害ではないとの結論で注目を集めた事件であり、新聞等に報道された。両作品は、何れも携帯電話機向けに配信されるソーシャルネットワークシステムの釣りゲームである。本件では、いわゆる翻案権が問題となったケースであり、翻案の解釈の参考判例としての意義を有するものである。表現それ自体でない部分又は創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するに過ぎない場合には、翻案権の侵害には当たらないとしている。本件はその後上告された。最高裁の判断が待たれるところである。

以上

山中教授にノーベル賞

iPS特許活用で再生医療に弾み

～世界見据えた知財戦略～

ノーベル生理学・医学賞を受賞した山中伸弥京都大学教授一。山中教授は06年に世界で初めてマウスの皮膚細胞からiPS細胞を作製した。

iPS細胞は受精卵のように体のどんな部分にも再び育つ。皮膚などにいったん変化した細胞が、生まれた頃に逆戻りするという発見は生物学の常識を覆し、老化する運命だった細胞の時計の針を巻き戻せることを示した成果は「まるでタイムマシン」と世界に衝撃を与えた。しかも、今まで多くの研究者が挑んできた難題に、たった4つの遺伝子を組み込むだけという非常に単純な方法で実現したことも研究者達を驚かせた。

山中教授のもう一つの功績として、日本発の先端技術としてiPS細胞の国際特許を確立したことがあげられる。所長を務めるiPS細胞研究所に特許出願や管理を担う「知財契約管理室」を設置。そのために知財の専門家を製薬会社などから招いた。知財の専門家は、研究者が開く進行状況報告会に参加し、必要と判断すれば直ちに特許申請を行う。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

東京理科大など「大学知財群」

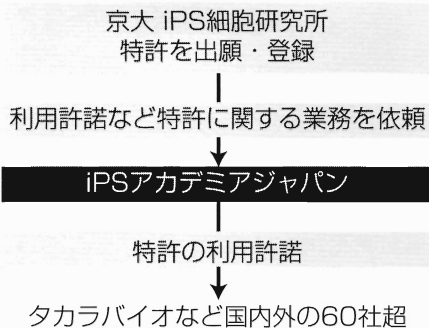
関連知財の集約による開発を

東京理科大学など12大学などが持つ特許をテーマごとに集めて「大学知財群」を作成し、企業などに技術移転したり、共同研究する「知財群活用事業」が注目されている。

知財群活用事業は、平成22年に経産省の創造的産学連携体制整備事業の一つに選ばれているもので、正式には「複合領域『知財群』創造的活用ネットワーク構築事業」と呼ばれている。

一般に大学の研究成果に基づいた特許などの知的財産は、新製品・新サービスを開発するには、中核技術部分だけをカバーしており、実際の製品・サービスを事業化するにはカバー範囲が不足しているとの指摘が多い。この問題を解決するため

iPS細胞の実用化に向けた特許活用の仕組み



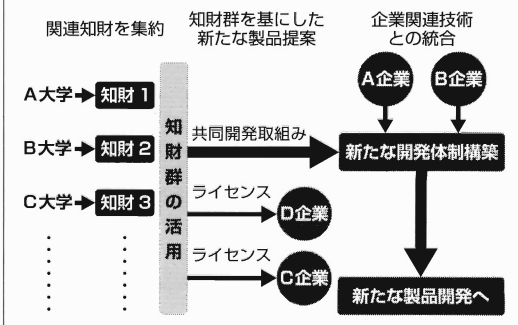
同研究所は、学術研究には無償で使用を許諾し、商業目的の研究開発にも安い特許料で使用を認めている。山中教授はiPS細胞を患者の治療に応用することが最大の目的としている。企業が特許を取得すると特許料が高騰する可能性があり、研究スピードにも大きく影響することからも、知財管理の重要性を強調している。

特許の利用許諾は、山中教授の特許を管理することを目的に08年に設立されたiPSアカデミアジャパンを通じて行われる。今年度内にも特許許諾先は国内外企業70社になる見込み。

山中教授の座右の銘は2つ。1つは「ビジョン・アンド・ハードワーク」。目的をはっきり持ち、一生懸命働くこと。もう一つは「人間万事塞翁が馬」。整形外科医を志したが挫折し、基礎研究者に転向した自身の体験に基づく。

に、あるコア技術の特許の周辺などをカバーする特許などを、参加する大学・TLO（技術移転機関）が持つ特許を集めて「知財群」を形成し、当該の新製品・新サービス開発に適したポートフォリオをつくる。これを企業に技術移転したり、共同研究の起点をつくる解決案を考えた。これによって、企業ニーズへの対応の効率化、迅速化が図れると期待されている。

■「大学知財群」の活用■



審 決 紹 介

商標「GoldenISO」(別掲)は、前半の「Golden」が色彩表示又は誇称表示として品質等を表す語であり、外観上も、色彩の違いにより前半の「Golden」と後半の「ISO」に分離して看取されるため、公益団体であって営利を目的としない「国際標準化機構」の著名な略称と類似するから、商標法第4条第1項第6号に該当する、と判断された事例(不服2011-650002、平成23年11月22日審決、審決公報第151号)

(別掲) 

1 本願商標

本願商標は別掲の通りの構成よりなり、第6類及び第17類に属する日本国を指定する国際登録において指定された商品に指定商品として、イタリア共和国においてした商標登録出願に基づいてパリ条約第4条による優先権を主張し、2007年8月27日に国際商標登録出願されたものである。その後、指定商品については、補正されている。

2 原査定、拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は「GoldenISO」の文字を表してなる処、その構成中の「ISO」の文字はスイスのジュネーブに本部を置く民間の非政府組織である「International Organization for Standardization (ISO)」の著名な略称「ISO」と類似するから、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断して、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

商標法第4条第1項第6号は「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似の標章」を、商標登録を受けることができない商標と定めている処、その趣旨は、ここに掲げる標章を一個人に独占させることは、本号に掲げるものの権威を尊重することや、国際信義の上から好ましくないという点にあるものと解される。

ところで、「国際標準化機構」は、スイス国ジュネーブに本部を置いて1947年に発足し、電気分野を除く工業分野の国際的な標準規格を策定するための国際的な非営利組織であり、2009年末現在、世界162カ国の各種団体が会員として参加し、上記各分野に18,083の規格を定めている。我国では、1952年に日本工業標準調査会が加入し、経済産業省も標準化による経済活動の推進のために取り組んでいるものであり、品質管理規格であるISO9000シリーズや、環

境管理規格であるISO14000シリーズ等のマネジメントシステムに関する規格が多くの企業等に導入されているところである。

そうすると、「国際標準化機構」は公益に関する団体であって営利を目的としないものであり、その略称である「ISO」は「国際標準化機構」を表示するものとして我国のみならず、世界各国において需要者の間に広く認識されている、所謂著名なものと認め得るものである。

そして、本願商標は「GoldenISO」の欧文字を書してなる処、構成中前半部の「Golden」の文字部分を黄色、後半部の「ISO」(「i」の上部の点は赤色)の文字部分は、黒色で表してなるものであり、「Golden」の文字部分は「金色の。素晴らしい。最高の。」等の意味を有し、色彩表示又は誇称表示として品質等を表す語として普通に使用される。また、外観上も、色彩の違いから、容易に「Golden」と「ISO」の各文字部分に分離して看取される。さらに、本願商標を常に一体不可分のものとするべき特段の事情は見出し得ない。

そうとすれば、構成中の「ISO」の文字部分は語頭の「i」の文字が小文字であったとしても、「国際標準化機構」の著名な略称である「ISO」とその綴り、「アイエスオー」又は「イソ」の称呼及び觀念を同じくするから、本願商標は上記略称と類似する商標というのが相当である。

してみれば、本願商標は公益団体、かつ、営利を目的としないものを表示する標章であって、著名なものと類似する商標と言わざるを得ない。

従って、本願商標は商標法第4条第1項第6号に該当する。

尚、請求人は、本願商標全体から生じる「ゴールデンアイエスオー」及び「ゴールデンイソ」の呼称は前者が9音、後者が6音であるから、呼称の長さは必ずしも冗長とは言えず、需要者等により分離して呼称される可能性はなく、又、色彩により分離するとしても、構成中の「i」の上部の点が赤色で、下部の線が黒色であるため、「i」と「ISO」との一体性を欠き、「Golden」と「i」と「SO」に分離されると主張する。

しかしながら、本願商標構成中「Golden」の文字部分は、前記意味合いの品質表示として使用され、自他商品の識別力が弱いものではないものである。加えて、「ISO」の文字部分は黒を基調として纏まり良く表されているから、該文字部分が一体として強く支配的な印象を与える。

従って、請求人の主張は採用できない。

以上の通り、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして、本願を拒絶した原査定は、妥当であって、取消すべき限りでない。

よって、結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和28年	商標登録第 423365号～第 424656号
〃 38年	〃 第 607999号～第 610200号
〃 48年	〃 第1006284号～第1010683号
〃 58年	〃 第1579125号～第1586008号
平成 5 年	〃 第2522501号～第2533500号
平成15年	〃 第3371451号～第3371451号
平成15年	〃 第4657837号～第4667562号

各年の4月1日～4月30日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます。)

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成21年12月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは11月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
24年7月分	26,544	9,998
前 年 比	108%	106%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm